

平成17年度第1四半期宮城県警察定期監査の状況

1 実施機関

平成17年度第1四半期における県警察の定期監査は、石巻警察署、河北警察署、志津川警察署、気仙沼警察署、仙台東警察署、塩釜警察署、築館警察署、若柳警察署、仙台北警察署及び泉警察署について、財務監査を中心に実施した。

2 犯罪捜査報償費に関する支出関係証拠書類の状況

平成17年度の定期監査を実施するにあたって、昨年度非開示となっていた協力者等の氏名・住所及び接触場所として利用した飲食店名の全面開示を要請したが、県警察は一部を除く飲食店名を開示したものの、協力者等の氏名・住所は昨年度に引き続きマスキングされていた。

捜査員への交付及び精算に係る支出関係証拠書類と、捜査員の勤務関係書類を調査・確認したところ、「犯罪捜査報償費経理の手引き」に基づき処理されていた。物品等の購入や飲食店での飲食などに支出した場合には、領収書又はレシートが添付されていた。協力者等に対する謝礼として現金を支払ったときの領収書は多くが添付されていたものの、一部では領収書が徴されておらず、捜査員が作成した支払報告書により、その理由等を署長が確認していた。

(注) 支出関係証拠書類：現金出納簿、捜査費支出伺、支払精算書、捜査費交付書兼支払精算書、
支払伝票、領収書等
勤務関係書類：勤務整理簿、旅行命令票、運転日誌等

3 捜査員からの聴き取り調査

(1) 実施した機関等

- 石巻警察署 (5月31日 午前)
 - ・聴き取りした捜査員 3名(刑事第一課1名、刑事第二課1名、交通課1名)
- 河北警察署 (5月31日 午後)
 - ・聴き取りした捜査員 2名(刑事生活安全課2名)
- 志津川警察署 (6月1日 午後)
 - ・聴き取りした捜査員 2名(刑事生活安全課2名)
- 気仙沼警察署 (6月2日 午前)
 - ・聴き取りした捜査員 3名(刑事課2名、生活安全課1名)
- 仙台東警察署 (6月7日 午前)
 - ・聴き取りした捜査員 3名(刑事課2名、生活安全課1名)
- 塩釜警察署 (6月7日 午後)
 - ・聴き取りした捜査員 3名(刑事課1名、生活安全課2名)
- 築館警察署 (6月8日 午前)
 - ・聴き取りした捜査員 2名(刑事課1名、生活安全課1名)
- 若柳警察署 (6月8日 午後)
 - ・聴き取りした捜査員 2名(刑事課1名、生活安全課1名)
- 仙台北警察署 (6月15日 午前)
 - ・聴き取りした捜査員 3名(生活安全課1名、交通課2名)
- 泉警察署 (6月15日 午後)
 - ・聴き取りした捜査員 3名(刑事課2名、生活安全課1名)

* 捜査員からの聴き取り時間は、捜査員1人当たり30分から40分程度行った。

(2) 捜査員の選定方法

聴き取りを行った捜査員の選定については、先に実施する事務局監査において、犯罪捜査報償費の支出実績の多い捜査員を数名選定し、監査委員の实地監査において、この捜査員の中から、当日業務に支障のない捜査員に対して、聴き取り調査を実施した。

(3) 聴き取り調査の聴取事項

捜査員が作成した支払精算書等の本人記載の確認、謝礼金等の受け渡し（接触）場所及び相手方の氏名・住所等について聴取したほか、その情報提供者からの情報は事件捜査に有効であったかなどについても併せて聴取した。

4 監査の結果

犯罪捜査報償費の支出関係証拠書類の一部が、協力者の保護、協力者と警察との信頼関係、捜査上の秘密等の理由でマスキングされていた。また、捜査員からの聴き取りで、謝礼金等を渡した相手方である協力者の氏名等については説明を拒否された。

今回の定期監査を行った範囲においては、「犯罪捜査報償費経理の手引き」に基づき処理されており、不正を疑わせるような執行は認められなかったものの、支出関係証拠書類の記載内容のとおり、すべて確実に執行されたということを確認するには至らなかった。